

高校における教育のバリアフリーに関する一考察

— 身体障害者の受け入れについての意識調査をもとにした施設設備のバリアフリー化から —

北海道浅井学園大学 白石 淳

ABSTRACT

Considerations for Eliminating Barriers from High School Environments

— Based on a survey of administrators' and teachers' viewpoints —

Jun SHIRAISHI

Hokkaido Asai Gakuen University

The school education system in Japan is now in the process of integrating physically challenged students into regular schools.

This study shows that there are still both tangible and intangible barriers in high school environments. These include inadequate facilities to meet students' needs, a shortage of caregivers and teachers' lack of understanding. These barriers do not exist individually but interact and influence each other.

School administrators do not refuse to admit those physically challenged into schools, however, they, in practice, are not ready to provide satisfactory facilities and conveniences for them.

Eliminating barriers should be the key to enable every student to receive an equal education, but it seems that schools tend to be relatively indifferent to this issue at the moment. What should be done to improve the situation is to encourage schools to take this issue seriously by showing great concern for creating the comfortable school settings for all students.

Furthermore, it is essential to realize a totally barrier-free school environment so that the physically challenged students and regular students can be educated equally without any difficulties in all aspects.

1 はじめに

政府は、平成14年4月17日に障害児生徒の普通学校への就学について、従来の基準を改正し、特殊教育諸学校への就学が適当と判断される児童生徒も、市町村教育委員会の裁量で小学校、中学校への就学を認める学校教育法施行令の改正案を19日の閣議で決定し、今年9月に施行、平成15年度の入学

者より適用することを決定した。この制度の改正は、学校の施設や学習機器などが整備されている特別の事情がある場合等、学校の状況、児童生徒の保護者の希望などによるという条件が付されているが、従来の障害児生徒の就学に関する制度の大きな変更となる¹⁾。また、障害児生徒の基準の弾力化もあわせて改正され、障害児生徒の就学する学校を決定するときには、学校の施設設備等の整備状況によることになり、具体的には車いすを利用している児童生徒が、エレベーターやスロープなどの施設設備が整備されている学校に就学する場合などが考えられる²⁾。したがって、障害を持つ児童生徒が普通学校へ入学を希望する場合、その学校の施設設備の整備状況によるところが大きくなり、施設設備のバリアフリー化の問題はこれまで以上に重視され、その整備の推進がより期待されることになると思われる。学校の施設設備のバリアフリー化については、学校施設整備指針などによりその重要性が示されているが、今日の学校における整備状況は他の公共施設よりも遅れている³⁾。

このように学校の施設設備の整備状況と障害児生徒の就学を希望する学校には関連性があるが、実際に障害を持つ児童生徒が普通学校に入学を希望する場合に、学校の施設設備の整備状況は、学校現場において受け入れの際にどのように困難・問題として捉えられているのであろうか。そこで、この研究では、車いすを利用している身体障害を持つ生徒が高校⁴⁾への入学を希望するときに焦点をあて、その受け入れる際に困難・問題とする点、すなわち身体障害を持つ生徒にとってバリアとなる事項を把握・整理する。さらに、その学校現場における困難・問題とされる点から、学校の施設設備に関するバリアフリー化の重要性を明らかにし、そのバリアフリー化を推進するための課題等について考察し、教育のバリアフリーの推進に資することとしたい。

2 研究方法

身体障害を持つ生徒を受け入れる場合の困難・問題点（バリア）については、次のような調査を行い研究をすすめた。①高校の校長を経験した者に対して、「障害を持った生徒の受け入れの可否」「受け入れを決めるときに、困難・問題（バリア）となる点」について、面接法で聞き取り調査を行った（所要時間1時間～1時間30分）。調査期間は、平成14年3月～4月。調査者数は15名である（ケースA）②高校の教員又は教員を経験者に対して、校長への調査結果をもとに、面接法で聞き取り調査を行った（所要時間30分～45分）。調査期間は、平成14年4月。調査者数は20名である（ケースB）。

3 学校の施設設備のバリアフリー化

(1) バリアフリー化の施策

障害を持つ児童生徒が普通学校に就学する動きは、この50年間で確実に高まってきており、このことについては公正さや公民権の問題が重要な決定要因であったが、他の重要な影響を及ぼす要因として、親の態度の変化、教員の補充や研修、学校の設備の改善、教育学的方法論への転換、情報科学技術の導入などが要因としてであると指摘されている⁵⁾。学校の設備の改善、すなわち学校の施設設備については、学校教育法3条に基準が規定されているが、具体的には、各学校の設置基準や施設整備指針等で基準が定められている。この施設整備指針⁶⁾において、バリアフリー化の方向性をみることができる。小学校及び中学校施設整備指針第1章「総則」第1節「学校施設の基本的方

針」において、「障害のある児童、教職員及び学校開放時の高齢者、身体障害者等の利用に支障がない計画とすることが重要である」とされ、便所、昇降口・玄関、床、開口部の出入口、手すり、昇降機におけるバリアフリー化の重要性が示されている。高校に関しては、高等学校設置基準⁷⁾、高等学校施設整備指針⁸⁾が制定されており、その指針の中で、昇降口、廊下、階段などで「障害者の利用を考慮し、……望ましい」と示されている。また、全ての学校を対象とした「学校施設等における高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進について」⁹⁾において、学校施設等の整備上で「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築が促進されるような配慮」が求められている。さらに、地方自治体では、学校の施設設備のバリアフリー化に関して、「福祉のまちづくり条例」「建築基準法施行条例」などの条例によりバリアフリーの整備を規定し、北海道においては「北海道建築基準法施行条例」¹⁰⁾「北海道福祉のまちづくり条例」¹¹⁾等が制定されるなど、学校を含む公共施設のバリアフリーの整備が地方公共団体の施策として進められている。

このように、身体障害を持つ生徒の高校への受け入れについては、受け入れる方向にあるものと、また、学校の施設設備のバリアフリー化については、重要な整備事項と認識され、推進の方向にあるものと考えることができる。

(2) バリアフリー化の必要性

平成4年3月13日に神戸地方裁判所において「入学不許可処分取消請求事件」の判決が行われた¹²⁾。裁判での主な争点は、①本件入学の不許可処分が校長の裁量権の範囲内であるかどうか ②原告の身体障害の状況が高校の全課程を履修する見通しがないと判断できるような状態であったかどうか ③被告は原告の健康状態では養護学校へ行くのが望ましいから高校への入学拒否は正当であると主張したがその正否はどうか、などであった。判決のなかで、争点に関連して障害を持つ生徒の入学や学校の施設設備のあり方について、次のように示されている。「障害を有する児童、生徒を全て普通学校で教育すべきであるという立場に立つものではない」としながらも、「少なくとも、普通高等学校に入学できる学力を有し、かつ、普通高等学校において教育を受けることを望んでいる原告について、普通高等学校への入学の途が閉ざされることは許されるものではない」と示すとともに、障害者を受け入れるための学校の施設設備については、被告は高校よりも養護学校の方が諸施設設備を備えていると主張したが、「現在不十分であるならば、それを改善するためにはどのような諸方策が必要であるかを真剣に検討する姿勢に立つことが肝要であり、現在の施設、設備が不十分なことは、入学を拒否する理由とはならない」と示した。

このように、学校は身体障害を持つ生徒の入学を障害を理由として拒むことはできず、すべての生徒が学校を安全かつ快適に利用するために、学校の設置者は学校の施設設備の改善、すなわちバリアフリー化のための整備を推進する必要があるものと考ええる。

4 校長・教員の意識からみたバリアとフリー化

(1) 校長の意識からのバリア

学校の施設設備のバリアフリー化の重要性について指摘したが、身体障害を持つ生徒を高校に受け入れる際にどのような点が困難・問題となるかについてみる。入学許可を与える校長は、高校への受け入れについて困難・問題点を次のように意識している(②～⑤にまとめることができる)¹³⁾。

① 高校への受け入れについて

身体障害を持つ生徒の高校への受け入れの可否については（表－1）、「断る理由はない」「受け入れなければならない」などと、とくに条件を付さず入学を認めるのは、ケースA－4、5、10、14であり、他のケースは、障害の程度や受け入れ体制（施設面、教員・生徒の人的な面などの整備）の条件整備がなされたうえでの受け入れとしている。このように、身体障害を有することにより、高校への受け入れを拒否することは不可能であるという認識に立つが、実際の受け入れの際には、学校側の条件の整備状況によるところが大きく、その整備の状況によってはそれが身体障害を持つ生徒に対するバリアになるものと考えられる。

表－1 高校への受け入れについて

ケース	
A－1	教員や保護者などが必要な手立てをすれば受け入れは可能である。ただし、危険箇所、避難時の協力などの面で受け入れが難しいということもありうる。学校の十分な受け入れ体制（教員、生徒、事務など）がない場合には不可能である。受け入れの際、他の生徒に良い影響を与えるなどのプラスの評価をすることが大切
A－2	受け入れは障害の程度による。小学校・中学校では障害者の入学について基準があるが、高校は基準がなく校長の責任になるが、この程度ならばということを決めて対応しなければならない。外圧があったから入学可能などはおかしい。現状の高校生活に耐えられるかどうか、一律に判断する基準が不明確であるのが問題である。見通しが持てなくては、携わる教員にも力が入らない
A－3	今の時代においては、受け入れを反対すると世間の雰囲気は許さないであろう。しかし、従来の学校の規格品で無理がある場合や施設設備の未整備の場合で無理があるときは、養護学校高等部をすすめる場合もある
A－4	受験したら、受験の成績以外で入学を断れる理由はないので、受け入れることになる
A－5	今日では、障害を理由にして受験・入学を許可しないことはできない
A－6	受験を断ることはできない。しかし、受験の前に本人と保護者と話し合いを持ち、共通理解をすることが重要である。相談も無しに突然に受験をされても対応することは（施設設備の面など）不可能であり、困る
A－7	今日では、入学することについては否定はできない。しかし、教育は人間同士の関わりなので、当事者・保護者・教員・生徒などとの良い人間関係が築けられなかったら、受け入れることは不可能に近い
A－8	入学することを本人の身体の状態により不許可にはできない。ただし、保護者、本人との事前の話し合いが重要で、共通理解をすることが前提、不可欠である。一方的な話ならば、受け入れは不可能に近くなる
A－9	入学については、車いすだからだめとはいえないが、実際には障害の程度による。物理的条件、心の連携などの整備ができないと受け入れることは無理かもしれない。その場合、本人の幸せを考えて、高校か養護学校か判断をすることになる。教員、生徒が落ち着かない学校ならば、受け入れは大変である
A－10	現状では、入学を許可しなければならない
A－11	受け入れる気持はあるが、校舎の施設設備や生徒の状況などの受け入れ体制が整っていないと難しい。高校に受け入れるときには、それ相応の対応が必要である。また、生徒の理解が必要不可欠である
A－12	条件により受け入れることになる。よほどのことがないと断ることは困難である。実際に受け入れる場合には良く考えないと、入学後に対応ができないという事態になったときに、どのように学校運営していくかが大変になる
A－13	在学中に車いすを利用するようになった場合には必ず対応はしなければならないが、入学の時点では、今の時代、前向きに受け入れを考える必要はあるが、日頃の学校の体制（施設設備、教員や生徒の対応など）により判断される。受け入れ体制が整えられるかにより（保護者、生徒、教員に理解されていないとならない）判断され、安易に考えると、本人に余計に困難をきたすことになる
A－14	今の時代では受け入れなければならない。可能な限り要望に応える
A－15	学校の物理的、人的（教員、生徒等）条件が整えば、入学は可能である

② 本人・保護者に関わる事項について

高校に受け入れるときの身体障害を持つ生徒本人や保護者に関わる事項が困難・問題となりうるとしてあげられている（表－２）。高校の現状から考えた場合、学校に対する生徒・保護者の理解と協力が不可欠であると考えられている。いずれのケースにおいても、「信頼関係のうえに立った保護者の学校への理解・協力」が重要な受け入れの要件であるとされている。したがって、受け入れる場合の前提として不可欠な条件と考えられていると思われる。

表－２ 「受け入れを困難とする点」本人・保護者に関わる事項について

ケース	
A－１	保護者にも学校に対して協力が可能であるという余裕が無ければならない。入学できたら、すべて学校におまかせでは学校が困る
A－２	保護の学校への協力が重要である。本人にやる気あり、保護者に理解があることが前提である。本人・保護者と教員の信頼関係が重要である
A－３	保護者の理解が重要である。もし、学校に対する理解が無ければ、受け入れ可否の判断にも関わる
A－４	学校と本人・保護者の相互の理解が大切である。一方的に要望されても不可能なことも学校にはある
A－５	本人の自立の程度、保護者の協力は不可欠である。保護者が、学校には迷惑をかけないと約束しても３年間そのとおりであるとはいえない
A－６	現状の高校の施設設備や授業では、自分ですることが可能で、卒業できる見通しがあることが必要である。したがって、本人・保護者の協力などが不可欠である。その際、保護者が、入学時に約束したことを変更する場合があるといろいろな問題が生じる可能性が高い
A－７	保護者の学校への理解と協力が重要である。健常の生徒と同じにはいかない
A－８	保護者の学校への協力は不可欠である。協力がないと、学校は対応できない
A－９	保護者の要望・意向で普通高校を選択するのではなく、学校生活が可能かを受験前に話し合うべきである
A－１０	原則として、保護者の協力が不可欠である
A－１１	家庭との連携が不可欠で、卒業まで一貫した保護者の協力なしでは、入学することは実際には不可能である。入学後に協力しないで学校だけに任せられると、学校の対応も変わることになる
A－１２	保護者の協力が絶対必要で、受け入れの条件にもなりうる。現状の施設や人員では対応はできない
A－１３	保護者も協力的でないと困る。学校の対応は、すべてにわたってできない
A－１４	保護者の理解と協力は不可欠である。保護者と学校側（特に担任教員）との信頼関係は重要である
A－１５	保護者の理解協力は不可欠である。とくに、保護者と学校側（特に担任教員）との信頼関係は重要である。保護者の考え方によっては、受け入れは困難なこともある。上から圧力をかけることもあるが、そういうことでは保護者と学校との信頼関係は築けない。お互い可能な範囲で努力することが重要である

③ 介助に関わる事項について

高校の施設設備の整備状況にも関連する事項であるが、身体障害を持つ生徒の介助の問題については（表－３）、「本人のある程度の自立」を必要とし、それが不可能な場合には「保護者の介助」を求めている。理由としては、「すべて介助しなければならないのならば、学校側の負担が大きい」「教員は不慣れであり、対応の方法がわからない」「卒業まで恒常的に介助を周りの生徒に期待することは不可能」「生徒の介助では、介助者の責任問題が生じる」などであり、学校においては現状における通常の対応を原則とし、それから受け入れた際の問題の有無の判断を行なっている。介助の問題は、保護者の理解と協力を具体化したものと考えられ、いずれのケースにおいても不可欠であるとされ、受け入れる場合の前提とされる事項であると思われる。このように、本人の自立や保護者などによる介助の可否・有無の問題は、受け入れる際の身体障害を持つ生徒にとってのバリアとなりうる点であると考えられる。

表-3 「受け入れを困難とする点」身体障害を持つ生徒の介助について

ケース	
A-1	ある程度本人が自立していないと、周りの人がすべて介助しなければならないのならば、学校側の負担が大きい。教員や生徒は気持ち的に肉体的に障害を持つ生徒にさく時間があるので、余裕が無ければ不可能
A-2	本人の自立が大切である。教員は不慣れであり、障害を持った生徒を受け入れたことがない教員がほとんどなので、対応の方法がわからない
A-3	ある程度本人自身が行なわないと無理であり、また、保護者の介助も必要である。また、生徒の理解がないと無理であり、障害を持つ生徒の周りの生徒がそっぽ向くと大変である。生徒同士が協力するといっても、協力がなくなったときは学校は放り出せないので問題が生じる
A-4	本人の障害によるが、どの程度自分でできるのか、最低限の本人の自立か保護者の介助が必要。介助する生徒を決めると、その生徒の保護者が何で我が子がとか何かあったらどうしてくれるなどと問題になることが予想できる。生徒が一生懸命にすることも保護者が関係すると校長も心配になる。また、教員も本人の体にさわること（抱っこ等）は恐がる。車いすを押すことでも万が一（事故）の責任を考えると心配である
A-5	介助の問題は大きく本人の自立・保護者の介助が中心である。教員は対応についての訓練を受けていないので学校に任されても対応できない
A-6	介助は学校側で行なうことは、実際問題としては不可能であり、期待されても困る。原則本人の自立、または保護者の介助による
A-7	学校は通常の対応であるので、介助は保護者が行なうことが原則である
A-8	通学上の介助は保護者が行なう。校内においては、本人ができないことは、教員・生徒で協力して行なう
A-9	学校側での対応は無理なので、本人の自立、保護者の介助が必要で、不可欠である
A-10	本人・保護者の問題である。生徒が手伝うことも期待できるが、卒業まで恒常的には不可能である
A-11	障害を持つ生徒に一人教員をつければよいが、人員配置から無理である。生徒の性別、先生との相性なども配慮しなければならないので、学校側での介助は困難である
A-12	介助する生徒の保護者の理解も必要である。何かあったらどうすると介助を反対する保護者もある。したがって、本人の保護者の介助が必要である。むしろ保護者の方が中心的に介助をしてもらわないと困る
A-13	本人・保護者に期待することである。現状ではそれしか介助の方法は無い
A-14	教員がすべて介助することは無理である。ある程度本人に自立してもらわないと学校では対応できない
A-15	学校側が介助することは無理である。本人でももらわないと困る

④ 施設設備に関わる事項について

高校の施設設備に関わる事項については（表-4）、現在の学校施設に入学させると校舎の利用は不可能であり、学校現場に問題が生じると考えられている。具体的に「スロープ等を安全に自分で利用できないと無理」「エレベーターまたは昇降機や障害者用トイレが必要」「ドアの引き戸化が必要」などと施設設備の整備状況は、受け入れる際の要件となる。とくに、表-1で条件を付さないケース以外のケースでは受け入れの際の大きな要件となるものと考えられている。理由としては、「施設設備が整備されていないと、それだけでさまざまな負担が学校に増える。増えることにより対応が生じ他の仕事が停滞するなどの問題が出てくる」「火災時の避難のときに速やかに運び出せるかが問題で、施設設備は充実している方が、より安全に学校生活を送れる」「安全に利用できる施設設備がないと事故などの責任が持てない」などであり、学校経営上の問題があげられている。このように、施設設備の整備については、その整備状況から「入学を断ることもある」「施設面では、そのために養護学校を設置しているのだから、そちらに入学してもらおう方が本人のため」とされるように、学校の施設設備の整備状況は、受け入れる際の大きな身体障害を持つ生徒にとってのバリアとなりうると考えられる。

表-4 [受け入れを困難とする点] 施設設備について

ケース	
A-1	現存の校舎は健常者用に建てられているので、施設面の充実が必要である。生徒の活動についても2階以上であり、バリアフリーの発想ではない。想定していない施設に、障害者を入れるということは無理が生じ、犠牲になるのは学校現場である。施設設備の面は、受け入れに関わる
A-2	スロープ等安全に自分で利用できないと困難である。また、実験実習のときに車いすで利用できない教室、実験台などがあり施設設備の整備が必要である。利用できないと、実際の問題としては受け入れは難しい
A-3	エレベーターまたは昇降機やトイレが必要である。また、火災時の避難のときに速やかに運び出せるかが問題である。施設設備の整備状況は、受け入れの際の問題となる
A-4	とくにトイレの問題が大きい。また、施設の管理上で何かあったらどうするのかということが心配になる。経費的で予算がなくて現施設の範囲内での対応となる
A-5	施設設備は充実している方が、より安全に学校生活を送ることができる
A-6	受け入れるための施設設備が無い。実際エレベーターなどがなければ困難であり、安全に利用できる施設設備がないと事故などの責任が持てない。したがって、設備が整備されている学校の方が受け入れやすい
A-7	施設整備については、段差解消のスロープ化・引き戸化などを中心に改修する必要がある。受け入れる場合には改修しないと難しい
A-8	H Rを1階に固定し、トイレの改修、スロープの整備で対応する。やはり施設設備は大きな問題であるが、改修で対応は可能になる
A-9	危機管理などの面から、トイレ、スロープ等の施設設備を整備する必要がある。危険であるし、本人も不便である。施設は問題となるが、改修については教育委員会に保護者からの交渉してもらおう(委員会は、なんとなく入学を断ってということもあるが)。改修が不可能なら(実際に利用できない)、危機管理上からも問題があるので、入学を断ることもある。施設面で考えると、そのために養護学校を設置しているのだから、そちらに入学してもらおう方が、本人のためということになる
A-10	トイレ等はなんとかなるが、垂直移動が大変である。エレベーターなどは、一人のためにという批判の目もある。保護者も、一人だけ特別扱いするのは困るなどと考える
A-11	高校の建物自体、受け入れる体制ではないので問題となる。教室は2階からが多い。階段があっても自分では移動できない。4階建ての校舎が多く、危険である。施設設備の整備は、必要不可欠である
A-12	校舎は階段が多いので、介助者が手伝わないとならない。受け入れに関わる。選択授業などは、生徒がばらばらだから、介助が適切に行なえるかはわからない。そのような点まで、担任は配慮しなければならぬので、施設設備の整備の充実は、大きな問題であり、受け入れの時の判断となる
A-13	高校の建物は、障害者の入学に配慮している校舎ではないので、誰でもを受け入れることは物理的に無理が生じる。移動面でも階段が多く安全に利用できるとは思われない。施設設備が整備されていないとさまざまな負担が学校に増える。増えることにより対応が生じ、他の仕事が停滞するなどの問題が出てくる。したがって、施設設備の面は受け入れの問題では大きな事項となる
A-14	移動、トイレなどは重要な施設で、使用できなかったら本人が困る。施設設備が整備されていることは重要である。経費はかかるが徹底的に整備しなければならない。施設が変わらないと、教員はおっくうになる。行政が変わらないと施設は変わらない
A-15	学校の施設の状況は、入学を許可する上で大きな要素となる。移動面、トイレなどは重要な施設であり、自分で利用が可能か、介助の可否が受け入れのポイントとなる。施設整備が実際に利用できなければ、受け入れの際に問題となる

⑤ 教員の意識等に関わる事項について

受け入れる際に問題となる事項に、教員の意識等に関する事項があり(表-5)、教員は受け入れについて前向きに考えることが少ないとみられている。「教員の新しいことに対する取りくみ方」「障害者に対する認識不足」「職務内容の負担」から、障害者の受け入れを否定的に、H R担任を引き受けたくないなどと教員は関わりを否定的に捉えているものと考えられている。また、このことに関する教員の関心についても否定的であり、受け入れの理解を得ることが困難ということもある。このように、教員に関わる問題は大きく、学校全体の教員・組織としての理解や協力の有無が、受け入れる際の身体障害を持つ生徒にとってのバリアになりうると考えられる。

表-5 [受け入れを困難とする点] 教員の意識等について

ケース	
A-1	教員は、障害者を受け入れることについては、積極的でない。養護学校に入学するものだと思っている
A-2	何で俺たちに負担をと考える教員もいる。通常の生徒指導も大変なのに障害を持つ生徒まで手が回らない
A-3	他の生徒の保護者が反対するかもしれない。いたずらなどで、車いすを生徒が押して、怪我をさせたら困るなどと。また、教員は負担になることは、あまりしたがない
A-4	最終的には、教員の理解が重要であるが、障害者のための養護学校の方が良いのに、何でうちの学校へと考える教員もいる。反対に、ノーマライゼーションの世の中だから、よいのではないかという教員もあり意見の統一が困難である。また、担任を決定するときに、担任をする適任の教員がいない。全教員の協力、学年主任の理解、学年団のサポート、組織としての受け入れが可能かが重要になる
A-5	校内体制（教員、PTA、生徒などの理解や協力）が整っていた方がよい。特殊教育諸学校には高校に比べて生徒一人当たり年間何倍もの費用をかけて対応している。高校を希望するならば、高校の現状との範囲内でしか対応はできない。教員は受け入れは大変だと思うけれど、自分の問題としては意識しないので、見通しが持てず否定的になる
A-6	教員、PTA、生徒などが理解して、協力してくれるかが問題であるが、教員は受け入れは介助の面・授業の面などで大変だと思い、反対はしないけれど協力的ではない
A-7	行動は他の人よりも時間を要するので、実際に教員の負担は増加する。校長の人生観、教育観、校長の教員への指導性が重要である。具体的には、教員、生徒の協力などが得られるなどクラス、教員団の雰囲気重要になるが、手間はかかるので、見ているのはいいけれど、自分が関わるのはやだという教員もいる
A-8	以前にも車いすを入学させた経験があるので、教員の対応にはそれほど問題は無い
A-9	教員の共通理解・合意や協力体制が不可欠である。入学させるとして、やはり養護学校に行けばよかったのにとこの発言などをする教員がいては問題となる
A-10	実際に、手間、費用がかかり、大変であるという教員も多い。教員にも、不自由な人に対する認識が重要である。教員も不安がり、教員のイメージは堅く、障害者は入学しないというのが前提で、何かあったら責任がとれないという。障害者の保護者も普通に扱ってほしいというが、教員の普通とは認識が違う。ともかく、学校は古い体質である（考え方も含めて）
A-11	教員は受け入れについては「えー」というのが本音であろう。教員の理解が重要であり、養護教諭の役割も大きい。実際には、障害を持った生徒を中心として考えることとなる（カリキュラム、行事など）。そうすると現状ではさまざまな問題がある。とくに、進学校では、なかなか理解はされにくい。普段そのようなことを校長も教員も考えていないから、誰に聞いたらよいのかもわからない。一人のために多くの者が犠牲になることとなる。担任を決めるのが難しく、副担任も複数配置する必要がある
A-12	教員の理解が重要であると思うが、受け入れについては、どのようになるのかが予想できないから、教員は心配で、大変だと思うのが本音である
A-13	教員は煩わしいと考えるが、日頃から課題として踏まえておく必要がある。そのためには、実践校の調査、研修を重ねる必要がある。日頃からボランティアなどを行ってれば、教員も生徒も変わり、受け入れやすくなる。日頃の実践が大切で、急になると非常に大変で難しい。教員の意識の問題は大きく、教員は新しいことに対しては抵抗することが多い
A-14	校長の教育観にもよる。教員の理解が重要である。大規模校と地方の小規模校とは違い、小規模校ならば街をあげての取りくみが可能であるが、大規模校になるとそうはいかない
A-15	学校の現状（施設の、授業など）では、限界がある。ここまでは可能であると言うことを明確にすることが重要である。教員、生徒、他の保護者などの全員の理解がなされていないと、混乱を招くこともある

(2) 教員の意識からのバリア

校長は、身体障害者の受け入れについては、教員の理解を得て、学校全体の教員の協力・理解などの受け入れ体制が整えられていることが、受け入れを決める重要な要因になると考えているが、教員は受け入れに関して次のような意識を持っている。

① 施設設備の整備と受け入れについて

学校の施設設備の整備状況によって、受け入れの可否は異なるものと校長は考えているが、エレベーターや障害者用トイレなどの施設設備の整備状況と受け入れに関する教員の意識については次のようである。エレベーターなどの施設設備が整備されている場合には、受け入れを「可能」とする教員は9名、「条件付きで可能」とする教員は9名であった。「授業面などで対応」から「どちらともいえない」とする教員は1名、「不可能」とする教員は1名である。「条件付きで可能」とする条件は、「授業面での対応が可能なら」「車いす対応のエレベーターがあるなら」「生徒、保護者の協力があるなら」「教職員の定員増があるなら」「介助が必要な場合には、介助者がつくなら」「修学旅行などの行事等においても保護者の介助があるなら」であった。一方、施設設備が整備されていない場合には、その受け入れを「可能」とする教員は0名、「条件付きで可能」とする教員は6名、「不可能」とする教員は13名であった。受け入れを「不可能」とする理由は、「自由に施設が使用できないと、学校生活を送ることは不可能」「施設上で大変であるから学校生活は無理」「一人で移動可能という最低限の施設設備がなければ、本人も学校もいずれいきずまる」「高校は階層も高く、生徒の移動状況から考えると困難」「現在の一般的な校舎では移動が不可能である。友達の介助に期待しても、不十分」「本人が大変で無理であり、養護学校に通学するほうが望ましい」「先生や生徒の介助などに期待されても困る」であった。このように、身体障害者に対する施設設備の整備状況により、受け入れの可否に対する教員の意識は異なり、その整備の推進により受け入れがより容易になるものと考えられている。

② エレベーターの必要性の有無について

エレベーターなどの施設設備を整備することにより、生徒の受け入れは改善されると教員は考えているが、教員はエレベーターの設置に関しては次のように考えている¹⁴⁾。高校には「必要はない」とする教員が8名で、その理由は「必要性がない」「有効性が考えつかない」「一般の生徒への利用はなく、むしろ生徒指導上管理しなければならない」「エネルギーの無駄」「高層ではない。教室間を移動する時間帯はほぼ限定されており、多くの利用者があり混雑混乱が予想される」「予算配分の優先順位でもっと高いものがある」などである。どちらかというところ「なくてもよい」とする教員は7名で、理由は「あればよいかもしれないが、その他にも必要な設備がある」「あまり必要性を感じない」「あれば便利なのは当然であるが、生徒への指導や施設の管理はかなり大変である」「とくに不自由を感じていない」「今まで学校に無いので、なくても大丈夫。あまり使用しない」であった。一方、「できればあった方がよい」とする教員は4名で、「予算の関係ですべての学校に設置するのは困難だと思うが、できれば」「備えあれば憂いなし」「教員は授業以外にも荷物を運ぶ機会が多く、階段で不要な体力を消耗しないですむ」からで、「必要である」とする教員は1名で、「校舎の一般への開放など他目的の使用が可能となる」であった。

このように、エレベーターの設置の必要性は、現状でとくに問題を感じていないことから、障害者の利便性よりは教員側の必要度合いから判断し、否定的に考えられている。

③ HR担任の担当について

校長の調査において、障害を持つ生徒のHR担任を決定するときに、担当する教員・適任者がいなくて困難であり問題になると指摘されているが、教員がHR担任を担当することを拒む理由は次のようである(表-6)。最も多い理由としては「大変そう」「負担が多くなる」などのように、担

表-6 HR担任の担当について(引き受けることを拒む理由)

ケース	
B-1	どのようなことになるのか予想がつかないから、難しいと思う
B-2	何かと大変そうだから。大変そうなことはしたがない
B-3	学校体制、学校状況、クラス状況などいろいろな要因がある
B-4	管理責任の負担増。進学校、専門校に関係なく生徒指導の負担が多くなる。どの担任でも予想される負担は少ない方がよいと思っている
B-5	クラスの中でその生徒がどのような立場におかれるのかわからないから。車椅子の生徒本人が問題なのではなく、他の生徒への対応に不安を感じる
B-6	その生徒一人だけであれば喜んで引き受けると思うが、クラス全員のことを考えたとき、やはり負担が多いと考える。常に付き添えることができればよいが、目の届かないところでの責任を持ってないと教員は考える
B-7	例えば、帰国子女の受け入れ、留学生の受け入れなどと類似していて、対処の方法がわからないのが原因であると思う。また、高校の担任は一般的にいゆる余分な仕事は引き受けたがらないものである
B-8	どのように接したらよいかかわからないし、何かあったら大変で、責任を取れないから。担任の負担が増加するから
B-9	担任の負担が増える。生徒が多数在籍しているので、その生徒一人に関わっているだけではないので、目が行き届かなくなるから
B-10	大変そうだから。そのクラスの担任だけに労力が一層かかるから。労力は少ない方がよい。今の時代は、教員は常に多忙である
B-11	どのように車いす利用の生徒に対応したらよいかかわからないから。具体的に指摘はできないが、不安がある
B-12	教員の負担が増える。体力や時間だけではなく気持ちの上での負担になると思う。自分がすべて任されると、出来るかが自信がない。教員の負担が増える。体力や時間だけではなく気持ちの上での負担になると思う。自分にすべて任されると、出来るかが自信がないから
B-13	受け入れの体制の不備や担任外の教員の理解が得られないと感じられれば引き受けを避ける
B-14	負担が多くなる。クラスの雰囲気づくりに自信がないから
B-15	負担が多くなる。怪我をさせたら大変である。接し方がわからない。他の要素も絡んでくる。担任としての力量がより大きく問われることになるから。HR経営には自身がない。
B-16	HR経営の負担が大きくなるから(特定の生徒をお世話係にしていけないし、かといって「みんなが助けてあげる」ことが自然にできるというほど、助けられる方も助ける方も生徒は精神的に大人になってない。いろいろなあつれきから、いじめの問題が生ずる恐れもある
B-17	担任は日常の生徒指導だけで、大変で時間がかかる。それに障害を持つ生徒を担当すると、自分一人では対応できない。まず、どのように対応したらよいかかわからないし、どのようなことが必要なのかわからない。専門的な知識はないので、ある教員が担当した方がよい。そのように考えると、手間がかかり、心身ともに負担が増加するし、自信がない。きたら、他の教員に担当してもらいたいのが本音である
B-18	経験がないし、担任の自分だけに負担が増加する。もう一人、担任がいれば別だが、担任だけに負担が増えることは、不公平である。自信もないし、負担も増えるし、責任も増えるし、仕事が増えることしか思いつかない。仕事が増えることはこれ以上望ましくない。むしろ、減らして欲しいと考える
B-19	手間がかかり、めんどくさいから。今でもいろいろと生徒指導は大変で、仕事が山積しているのに、これ以上仕事が増えることは事実上できない
B-20	面倒である。通常でも結構雑用が多くて大変、それにその仕事に加わると労働が増加する。高校の先生は、自分の時間を増やしたいと思う先生が増加している。何事もなく過ごしたいのが、本当の気持ちである

任教員の負担が増加すると考えられており、「教員は、一般的にいわゆる余分な仕事は引き受けたがらない」と示されている意識があるものと思われる。次に「予想がつかない」「接し方・対処の方法がわからない」など、障害者との接し方の問題であり、その結果「不安を感じる」「自信がない」など経験の無いことからの意識がある。「何事もなく過ごしたいのが、本当の気持である」という意識のように、教員の自己の労働条件、価値観、経験からその担当を否定的に判断しているものと考えられる。

このように、教員は、施設設備の整備状況により、受け入れは可能と考える教員もいるが、現状の施設設備の高校では身体障害を持つ生徒の受け入れは実質的に困難であると考えている。教員が身体障害者の入学先として養護学校を望ましいとする理由としては、「現状の高校での学校生活（施設の不備など、教員・生徒の協力）は課題が多くあり難しく、養護学校の方が無難」「養護学校は、施設設備、教育内容面でも、障害者用に整備されており、手厚く整備されている」と、養護学校の方が生徒本人のためであると考えている。

(3) バリアのフリー化

身体障害を持つ生徒を受け入れるとき、以上のような困難・問題点が存在すると考えられているが、なぜそれを受け入れ上問題とするのであろうか。校長は具体的には、「本人の学校生活が不便」「事故があったら困る」「危機管理上の問題」「本人につらいものがある」「さまざまな面での特別扱いが必要」「他の教育活動に影響が出てくる」など、さまざまな問題が生じるのではないかと予想している。これらの問題の発生が予見されるので、障害を持つ生徒を受け入れるときには、前述したような事項を問題として認識するものとする。前述したようにこれらのことは、身体障害を持つ生徒にとってバリアとなり、施設設備の整備状況、介助の在り方、教員の理解、生徒・保護者の協力・理解などとして具体的に現れている。これらのバリアはそれぞれ独立して存在しているのではなく、さまざまなバリアが相互に重複したり、関連づけられて存在しているものと思われる。すなわち、施設面のバリアが存在することにより、介助者などの有無の問題が新たにバリアとして創出されるなど一つのバリアから新たなバリアが拡大形成されたり、教員の認識や教員の負担増というバリアが施設設備の状況や介助者の有無に因果関係をみることができると、多様なバリアが複雑に関連づけられているものと思われる。それぞれのケースから受け入れる際のバリアを考えると、施設設備の影響が大きいものと考えられる。すなわち、身体障害を持つ生徒の受け入れを考えると、学校の施設設備の整備状況がそれぞれのバリアの中心的な存在に、すなわち基礎にあるバリアの一つになるものと考えられ、これらが学校施設観や障害者観、利用可否などの意識に、さらに介助の問題等その他のバリアの形成に大きく影響を与えているものと推測される。施設設備の整備状況（利用の可否）が、すべての面に影響を与えているとは断定することはできないが、施設設備のバリアフリー化による施設設備の改善により、意識の面におけるバリアなどに関しても改善される可能性があるものとする。したがって、まず障害を持つ生徒本人の自立を可能とする移動面が確保されるような施設設備に関するバリアフリー化について整備を進めることが重要であると思われる。

5 ま と め

身体障害を持つ生徒を高校へ受け入れる場合、条件整備などの受け入れ体制の未整備の状況は、受け入れる際の問題になり、身体障害者に対してはバリアになることがあると考えられている。そのバリアは、学校の施設設備、教員の意識、保護者の協力、本人の自立・介助の状況など、さまざまな面に存在する。とくに、施設設備の整備状況による学校の施設整備に関するバリアは、受け入れの可否の判断に大きく影響を及ぼすものであると、また、他の新たなバリアに関連を及ぼすなど基礎的なバリアとして存在するものであると考えられる。しかし、裁判例で指摘されているとおり、施設設備の未整備を持って、障害者の受け入れを否定することはできず、施設設備のバリアフリー化の推進は必要不可欠なものである。したがって、そのバリアフリー化は、障害を持つ児童生徒を受け入れる教育のバリアフリー化の推進上、最も整備の必要性が認められるバリアフリーの一つであると思われる。

施設設備のバリアフリーの整備は遅れているので、整備の推進を早急に進めることが重要である。特殊教育の制度の改正やバリアフリー化の方向性が示されているが、学校現場において身体障害者にとってバリアとなりうる問題の存在が大きく認識されている状況では、その改正や方向性に向けての実現が期待されないと考えるので、学校現場における整備の推進に対する効果的な施策が待たれる。実際に施設設備のバリアフリー化を推進するためにさまざまな施策が図られているが、今後は、実効性をともなった法令や教育行政上の具体的な施策などの整備を進める必要がある。また、学校の施設設備は、子どもたちの意識や行動に与える影響という観点から、極めて大きな意義を有しており施設が変われば学校も変わると指摘されるなど¹⁵⁾、教育と施設設備は密接に関係しているが¹⁶⁾、教職員等の施設設備に対する意識は高くはないものと思われるので、学校の施設設備に対する教職員・教育行政等の意識の向上を進める必要があると考える。したがって、学校に関わる者は、学校の施設設備について、その有効性・必要性ととも、教育を受ける権利に関わる重要な問題にもつながることを認識するなど、施設設備の整備に対して関心を持ち、現状からの判断ではなく改善の方向性に向けての判断や意識を持つことが重要なことであると考えられる。

障害を持つ児童生徒の教育のあり方については、わが国においても統合教育、すなわち教育のバリアフリーへの方向性をみいだすことができる。その具体的な方策として施設設備のバリアフリー化の推進があり、これにより教育のバリアフリーの実現への道筋を構築できるものと考えられる。これからの学校では、教育のバリアフリー化によって、人々が共生する社会を創造することができる教育を行うことが重要であると指摘されており¹⁷⁾、その実現のためにも学校の施設設備のバリアフリー化の推進が必要であると考え¹⁸⁾。

注

- 1) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議最終答申(平成13年1月)「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」。
- 2) 同上答申。
- 3) 白石淳「学校におけるバリアフリーに関する一考察～建築物の制度面からの検討をとおして～」『福祉文化研究第11号』日本福祉文化学会 2002.3。

- 4) 「身体障害者は施設のバリアフリー化で対応できるが、重度の心身障害や情緒障害については、授業そのものが成り立たない場合もある」との指摘があるので、この研究では車いす利用者に限定し（21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議第4回議事録）、小中学校よりも高層で、特殊学級が設置されていない高校に注目した。
- 5) 鈴木陽子監修「教育のバリアフリー」八千代出版 2001 p.1.
- 6) 平成4年3月31策定、平成13年3月30日改正、文部科学省大臣官房文教施設部。
- 7) 文部省令第1号。
- 8) 平成6年策定、現在のところ未改訂であるが、改定の予定。
- 9) 通知、平成6年12月6日、文部省大臣官房文教施設部長。
- 10) 平成7年7月1日改正施行。各都道府県でも制定されている。
- 11) 平成10年4月1日施行。
- 12) 判例時報1392号。
- 13) ここでは、入学に関わる学力は問題としていない。
- 14) 先の判例でのなかで、エレベーターの設置の有無が問題となっている。
- 15) 天笠茂「学校建築のみなおしをめぐる諸課題」『学校経営』2001.7 第一法規 p.6.
- 16) 長澤悟「教育と学校建築の融合」『学校経営』2001.7 第一法規 pp.14-15.
- 17) 一番ヶ瀬康子・河島修・小林博・園田碩哉編「福祉文化論」2000 有斐閣 p.83.
- 18) 障害を持つ生徒が入学した場合、「本人ががんばっている姿をみることや関わりを持つ」ことで、「障害者に対する協力が生まれ心が育つ」「ボランティア心が育つ機会になる」「思いやりが育つ」「いたわりの気持が育つ」「障害者に対する理解が深まる」「心の教育・福祉の教育など培われる」ことが期待され、「福祉社会の実現などにプラスになる」「心のバリアフリー」など教育的な効果が期待できると校長は考えている。